

令和8年度

宜野湾市こどもの学習・生活支援事業(通塾支援)



<こどもの学習・生活支援事業とは>

こどもの高校進学に向けて、よりよい学習環境を整えたいと考えている世帯を対象に、学習支援(通塾支援)や生活支援を行ない、こどもの学習習慣や社会性の習得及び将来の自立に向けた基礎を築くことを目的とした『福祉的支援』です。

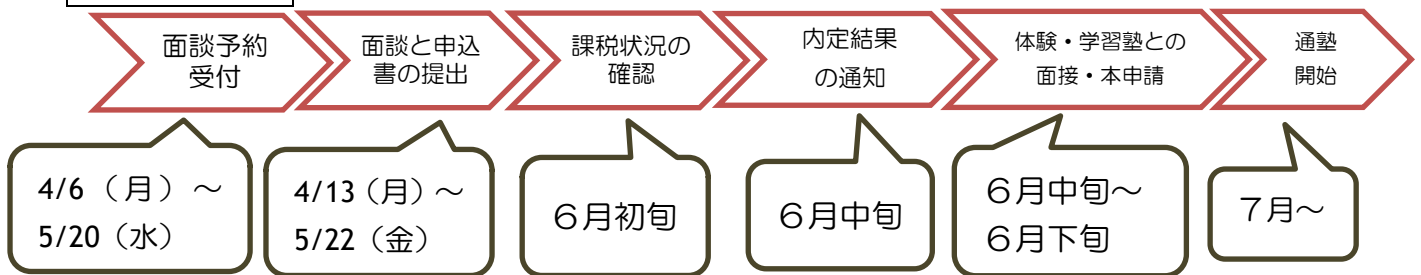
対象生徒 宜野湾市在住で下記条件のいずれかを満たすもの(約 60 名程度を選考)

- (1) 生活保護受給世帯の中学1年生～中学3年生
- (2) 令和8年度住民税非課税世帯の中学3年生
- (3) 令和8年度住民税均等割のみ課税である世帯の中学3年生

通うことのできる塾

市の指定した学習塾 (4月6日以降の宜野湾市ホームページでご確認ください。)

通塾までの流れ



- (1) 面談予約 ※こどもと保護者、一緒に面談が必要です。
 - ・面談は予約制です。市ホームページの予約専用システムまたは電話で受け付けます。(4/6より)
- (2) 市役所で面談(こどもと保護者) ※「面談申込書兼同意書」は市ホームページよりダウンロードできます。
 - ・持ってくるもの(前年度最終の通知表、面談申込書兼同意書※)
 - ・面談申込書兼同意書は事前にご記入をお願いします。
 - ・面談をしていない場合は、申込を受け付けることができません。
 - ・面談の時間帯は、15時00分～18時00分(1世帯30分程度)となります。(土日、祝祭日なし)
- (3) 課税状況の確認
 - ・課税状況が確認できるのは、6月以降です。
 - ・世帯の中で、収入のある方全員の課税状況を確認いたします。
 - ・令和8年1月1日に他市町村に居住していた世帯については、6月に令和8年度(令和7年)の市県民税課税証明書(※前住地で取得)の提出が必要となります。
 - ・令和8年度(令和7年)の市県民税申告がされていない場合や書類不備の場合は、課税状況が確認できないため不採用となりますので、あらかじめ申告は済ませてからお申込をお願いします。
- (4) 内定結果の通知
 - ・通知書を郵送します。内定採用の場合は、学習塾で体験と面談をした後、申請書を市役所へ提出します。
- (5) 通塾の開始(7月から)

公費で負担するもの

毎月の受講料、教材費、夏期・冬期講座及び受験前対策受講料、模試(プレ入試含む)の代金(年4回まで)

※夏期・冬期講座及び受験前対策講座、模試の代金は中学3年生のみ。

※すでに学習塾へ支払済みのものについては対象外となります。

《問い合わせ》

宜野湾市こども家庭課みらい応援係
こどもの学習・生活支援担当: 山内・山城
(直通番号) 098-893-4515
(9:00~17:00)